

「くらしプレミアム付飲食券」が使える加盟飲食店を募集します

- ◆一次募集締切(令和3年9月10日)までに申込完了されると「くらし観光専用クーポン」配布店にも自動登録となります。
- ◆二次募集期間中(9月11日～令和4年1月20日)に申込された場合、「くらし観光専用クーポン」の配布はありません。

●令和3年8月末で「とっとり Go To Eat」キャンペーンが終了することから、倉吉市内の飲食店で利用できる独自のプレミアム付飲食券を発行し、長期化する新型コロナウイルス感染症の感染拡大で大きな影響を受け続ける市内飲食店の利用促進を図ります。●加盟飲食店利用者に「くらし観光専用クーポン」を配布いただくことにより市内観光事業者の利用促進を図り、観光事業者への支援に繋がります。●加盟飲食店への申込を希望される場合、それぞれの期限内にFAX、持参、メール、Google フォームにより申込手続きをお願いいたします。

◆申込期限(募集区分と違い)	プレミアム付飲食券が使える	観光専用クーポン配布
一次募集 令和3年9月10日(金)まで 印刷物店舗一覧、新聞折込チラシ、Webに掲載	○	○
二次募集 9月11日(土)～R4.1月20日(木) Web(ホームページ、SNS)に掲載、紙には載らない	○	×

くらしプレミアム付飲食券 加盟飲食店 (概要)

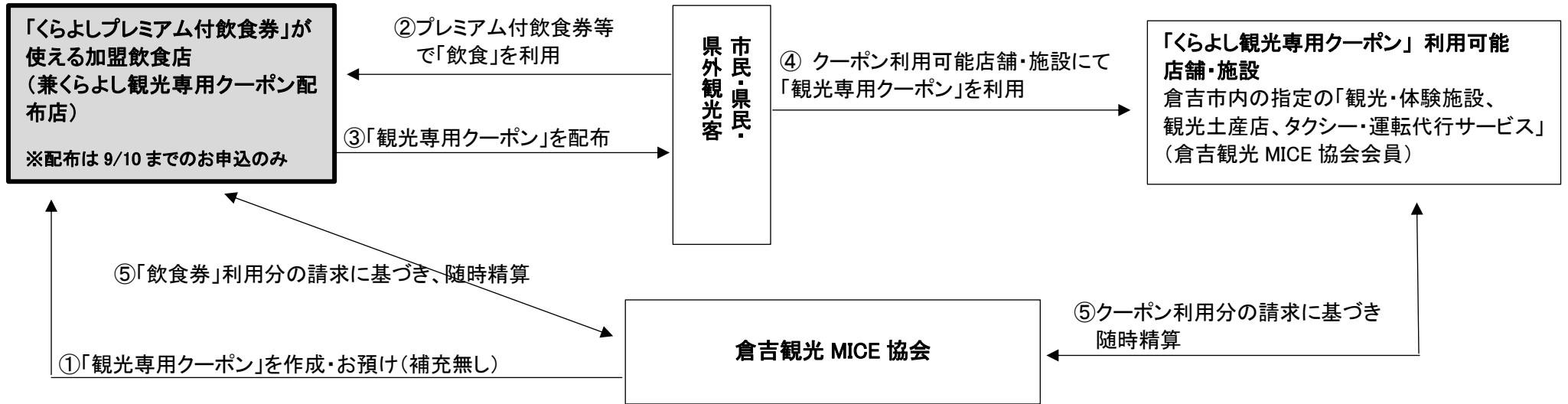
- 発行数) 18,000枚 (9,000万円分)
- 額面) 1枚 5,000円 (500円券×10枚綴り)
- 販売価格) 1枚 4,000円 (プレミアム率25%、プレミアム1,000円分は倉吉市が負担)
- 販売期間) 令和3年10月1日(金)～令和3年11月30日(火)
- 利用期間) **令和3年10月1日(金)～令和4年1月31日(月)**
- 加盟飲食店への参加条件)
 - 鳥取県内に本社・本店があり、倉吉市内に固定施設を備える飲食店で、飲食店の営業許可を取得していること(詳細は募集要領のとおり)
 - 「くらし観光専用クーポン」配布に協力いただけること(※9月10日までの申込のみ)
 - 鳥取県の「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」又は「新型コロナウイルス安心対策認証店」に登録していること
- 申込に必要な書類) 登録申請書兼宣誓書、飲食店営業許可証コピー又は写真
- 申込方法) 本紙裏面、募集要領のとおり
- 換金方法) 使用者から受領後、「**飲食券の裏面**」に飲食店印を押印→換金請求
持参日・郵便到着日から起算して、銀行7営業日以内に倉吉観光MICE協会から、飲食店指定口座へ銀行振込(鳥取銀行、山陰合同銀行、倉吉信用金庫のみ。無い方は新規開設ください)。振込手数料は倉吉市が負担、現金精算は行わない。
- 換金請求期間) **令和3年10月4日(月)～令和4年2月10日(木)17時必着**
- 換金受付場所) 倉吉白壁土蔵群観光案内所8:30～17:00無休/倉吉観光MICE協会併設
- 換金必要書類) 換金伝票(倉吉観光MICE協会ホームページよりダウンロード可)と**飲食券(飲食券「裏面」)**に店舗印、10枚以上あれば10枚毎にホッチキス止め)を持込、郵送可。

【発行・事業主体】 倉吉市 【お問合せ・申込(受託事業者)】 (一社)倉吉観光 MICE 協会
〒682-0821 鳥取県倉吉市魚町 2568-1 TEL 0858-24-5371 FAX0858-24-5015
▼当事業の運用形態・申込方法は、裏面をご確認ください

くらし観光専用クーポンの配布 (概要)

- 配布・利用期間) **令和3年10月1日(金)～令和4年1月31日(月)**
各店に配分するクーポンがなくなり次第、利用者への配布終了(補充無し)
- 発行枚数) 18,000枚 (額面1枚500円)
- 配布方法・条件(重要)
 - 「くらしプレミアム付飲食券」の加盟飲食店ご利用者へ人数問わず、一会計の合算飲食代2,000円(税込)につき1枚(500円)を配布
 - プレミアム付飲食券の利用有無に関わらず配布、支払方法は問わない。
 - 予約の段階で先払いされた利用者へは配布不可、飲食後の会計時に配布。
 - 店舗経営関係者(事業主、雇用社員スタッフ及びその家族親族)は自店印のクーポンの受け取りと利用を禁止、関係者以外の利用者へ配布すること
- 「観光専用クーポン」が使える利用可能店舗・施設
倉吉観光 MICE 協会会員で倉吉市内に事業所を備える「観光・体験施設、観光土産店、タクシー・運転代行サービス」の事業者。飲食店では使えません。
(※プレミアム付飲食券の加盟飲食店と観光専用クーポン利用可能店舗・施設との重複登録は不可) ※利用可能店舗・施設であっても、飲食・宿泊料金には使えない。
- 取扱方法
 - クーポン配布手数料の支払はありません。
 - 各飲食店へのクーポン配分枚数は、**一次締切(9月10日)時点**で加盟数を取りまとめ、営業許可の種類、営業形態、営業時間等により倉吉市と定めたルールに則り配分数を決定します。
 - 関係書類は、9月下旬に各飲食店宛に直接送付します。
 - クーポン到着後、「**クーポンの表面**」に飲食店印を押印ください。
 - 配布終了次第、倉吉観光 MICE 協会へ**配布終了を連絡**ください。
 - 未配布として残った場合、事業終了後にクーポンを回収します。
 - 不正な取り扱いが確認された場合、(プレミアム付飲食券加盟飲食店を含む)登録を取り消し、クーポン類を回収し、損害賠償請求を行うなど、倉吉市とともに厳格な対応を取らせていただきます。

運用形態



申込方法

必要書類を添付のうえ、いずれかの方法で速やかにお申込みください。
一次、二次の各申込期間により、飲食店様でのご対応内容が異なりますのでご注意ください。

- ① FAX (倉吉観光 MICE 協会 [FAX 0858-24-5015](tel:0858245015) 宛)
- ② 持参・郵送 (倉吉観光 MICE 協会事務局まで)
- ③ E-mail (倉吉観光 MICE 協会 shirakabe.information@gmail.com 宛)
- ④ Web 申込 (倉吉観光 MICE 協会ホームページ内の申込フォームより)